

■ 配付書類

●立教大学所定の書類

- (1) 2025年度定期採用に出願されるみなさんへ
- (2) 募集要項(本紙)
- (3) 日本学生支援機構 奨学金申請書
- (4) 提出が必要な書類について
- (5) 日本学生支援機構奨学金 学業成績基準について
- (6) 学修計画書
- (7) 生計維持者の転職に伴う家計基準再審査について
- (8) 多子世帯の支援について
- (9) 出願書類チェック表(茶封筒)

●日本学生支援機構の書類

- (10) 奨学金案内ダイジェスト
- (11) スカラネット入力下書き用紙(給付・貸与共通)
- (12) 「奨学金確認書兼地方税同意書」のセット

■ 出願～採用までの流れ

- ① 定期採用の募集要項を受け取る <4/8-4/18>
- ② 面談予約をとる(電話受付) <4/8-4/18>
- ③ 必要書類を不備なく揃え、大学で面談を受ける <4/15-4/30>
・左記(4)、(9)を参照し、該当する書類を持参 ※(9)も面談に持参する
- ④ 出願書類に不備がなければ大学からインターネット入力用ID・パスワードを受け取る
- ⑤ インターネットによる奨学金の申込み(スカラネット入力) <入力期日5/25(日)>
- ⑥ スカラネット入力後にインターネットによるマイナンバーの提出を行う <入力期日5/25(日)>
- ⑦ 「奨学金確認書兼地方税同意書」を日本学生支援機構に提出(郵送) <スカラネット入力後 1週間以内>
※5月31日(土)必着
- ⑧ 採否結果が大学から届く <7月下旬ごろ>
※採用者には7月11日(金)初回振込後、説明会案内が届く
- ⑨ 採用説明会に出席する <7月下旬>
- ⑩ 奨学生証・返還誓約書(貸与)が配付される <7月下旬>
- ⑪ 給付奨学金の採用者で自宅外通学の支給額を希望している場合は、自宅外の証明書類を提出する <提出期限:採用月の月末>
- ⑫ 貸与奨学金の採用者は返還誓約書を大学に提出する <8月中旬>
- ⑬ 2025年度分の授業料減免額の確定 <10月以降の支援区分見直し後>
※給付奨学金採用者のみ

■ 出願に必要な書類

『給付奨学金案内』(以下、「案内冊子(給付)」と記載。)と『貸与奨学金案内(大学等)』(以下、「案内冊子(貸与)」と記載。)

を確認のうえ、「出願書類チェック表(茶封筒)」のチェックリストを活用し、提出物を確認してください。

※「案内冊子(給付)」、「案内冊子(貸与)」は奨学金案内ダイジェストの表紙にあるQRコードから確認してください。

■ 給付奨学金出願に関する注意事項

・給付奨学金に採用となった方は授業料の支援も受けることができます。2025年度授業料減免額が確定するまで学費の徴収は猶予されます。

・2025年度分の授業料減免額は「区分見直し」により2025年10月以降の支援区分が決定した後、確定します。

減免額が確定後、精算(減免額を学費未納分に充当し、差額を請求、または超過分を預金口座振替登録先に還付)となります。詳細は減免額確定後に送付する認定結果通知書をご確認ください。

・学費に関するご質問等は、池袋キャンパス財務部経理課(03-3985-2237)にお問い合わせください。

・給付奨学金受給期間中は、日本学生支援機構奨学金(貸与)第一種奨学金の月額に制限が生じます。現在第一種奨学金の貸与を受けている方は、月額の減額について注意してください。

・給付奨学金受給者となった方には、大学が支給する奨学金との併給制限が実施される場合があります。併給制限の内容については、大学が支給する奨学金の募集要項にてご確認ください。

・多子世帯について

生計維持者の扶養する子どもの数が3人以上であり、申請者自身が生計維持者に扶養されている世帯が対象となります(住民税上の扶養する子どもの数が3人以上いる間、第1子から支援)。

授業料減免は所得制限なく支援が受けられます。給付奨学金は支給額算定基準額に応じた、支援区分(第Ⅰ～Ⅳ区分)の金額が支給されます。予約採用で選考結果が「不採用(多子世帯○)」と記載されている方は、授業料減免拡充が利用できる可能性がありますので本定期採用で出願してください。

1. 奨学金の概要

出願希望に応じて「案内冊子(給付)」、「案内冊子(貸与)」を確認し、制度を理解したうえで出願してください。

※「案内冊子(給付)」、「案内冊子(貸与)」は奨学金案内ダイジェストの表紙にあるQRコードから確認してください。

2. 出願資格及び推薦基準

出願希望に応じて「案内冊子(給付)」、「案内冊子(貸与)」を確認してください。

なお、学業成績基準については、配付資料「学業成績基準について」記載の内容が推薦基準となります。

2025年度春学期を休学する方は出願できませんので、復学後、募集時に出願してください。

3. 出願手順及び出願時の注意点【出願時に面談実施(要予約)】

- ・ 出願希望に応じて「案内冊子(給付)」、「案内冊子(貸与)」を確認してください。

以下に、給付・貸与それぞれの出願に係る注意点から一部を取り上げて記載します。

【給付奨学金に関する注意点】

- ・ 家計審査はマイナンバーにより日本学生支援機構が行います。転職等の経済事情の変化は考慮されませんのでご注意ください。生計維持者の「死亡、事故または病気、非自発的失業等」により、マイナンバーで審査される家計状況(2023年1月～12月分収入)と実態にかい離がある場合には、お早めに奨学金窓口にご相談ください。
- ・ 給付奨学金の支給額は、前年の所得金額等に基づき、毎年度10月に見直されます。採用時に通知される支援区分は、春学期に適用される支援区分となりますので、秋学期以降の支援区分は変更となる可能性があることに留意してください。

【貸与奨学金に関する注意点】

- ・ 申込時に保証制度を選択します。人的保証を選択する場合は、出願前に連帯保証人(原則として父母のいずれか)・保証人(原則として父母を除く4親等以内で65歳未満の成年親族)に選任する方の承諾を必ず得ておく必要があります。申込後の人物変更はできません。連帯保証人・保証人を選任できない場合は、機関保証を選択してください。
- ・ 入学時特別増額貸与奨学金は、毎月の貸与とは別の貸与基準があります。①家計基準における「認定所得金額」が0円となる人、または②「国の教育ローン」に申込後に審査で融資を断られた人が対象です。希望者は、「案内冊子(貸与)」p.13、p.34を確認してください。
- ・ 申込時に貸与月額を選択しますが、貸与中も月額を変更することが可能です(人的保証選択者が月額を増額する場合、連帯保証人・保証人の署名捺印(実印)及び両人の印鑑登録証明書の提出が必要)。
- ・ 第二種の貸与開始月は、2025年4月～2025年9月から選択できます。採用後は貸与始期の変更ができませんのでよく考えて選択してください。
- ・ 生計維持者が2023年度以降に転職している場合も、原則としてマイナンバーより確認できる税情報に基づき家計審査を行います。ただし、転職により生計維持者の収入が減少している場合、税情報に基づいた家計審査において、第一希望の奨学金の家計基準を満たさないと判定された場合に限り、希望により、再審査が行われます。その場合転職後の収入証明書(給与明細・帳簿等)を日本学生支援機構へ提出する必要があります。また再審査については奨学金の採用までに通常より1か月～2か月程度の時間を要しますのでよく考えて希望してください。
- ・ 2025年度に留学を予定しており奨学金を希望する方は、定期採用で出願してください。採用となり奨学生となると留学開始時に留学時特別増額貸与奨学金の申請が可能となります。
- ・ 生計維持者が2023年度以降に失職し、家計が急変した場合は、緊急・応急採用となりますので窓口までご相談ください。
- ・ 給付奨学金とあわせて第一種貸与奨学金を受給する場合、支援区分に応じて月額が調整され、減額または0円となります。多子世帯支援拡充の対象者は、月額が調整され、資料【多子世帯の支援について】に記載されている第一種奨学金の利用可能額となります。必要に応じて第二種奨学金に出願してください。

4. 採用後の留意事項 <重要>

【給付奨学金について】

- ・ 「自宅外通学」を選択する場合も、採用時は「自宅通学」の支給額が振り込まれます。採用月月末までに自宅外証明書類が提出され、不備なく審査が終了した後に、差額が振り込まれます。
- ・ 在籍状況や通学形態等について定期的に報告が必要となります。期限までに報告がない場合、給付奨学金の支給は止まります。
- ・ 毎年10月に、「区分見直し」が行われます。「区分見直し」の結果により、奨学金の支給が止まったり、支給額が変わる場合があります。
- ・ 毎年度末、学業成績等に関する適格認定が行われます。適格認定の結果により、奨学金の支給が打ち切られる場合があります。

【貸与奨学金に関する注意点】

- ・ **奨学金採用決定後、「返還誓約書」の提出が必要です。** 人的保証選択者は、返還誓約書に連帯保証人(原則として父母のいずれか)及び保証人(原則として父母を除く4親等以内で65歳未満の成年親族)が署名捺印(実印)をし、両人の印鑑登録証明書と連帯保証人の収入証明書を返還誓約書に添付する必要があります。ただし、これらの証明書は返還誓約書を大学に提出する日のおおよそ3ヶ月以内に発行されたものである必要があるため、採用決定後に手配してください。機関保証選択者は、連帯保証人・保証人関係の書類提出は不要です。
- ・ 貸与期間中、毎年秋学期に「奨学金継続願」の提出が必要です。**この提出を怠ると、奨学金の交付が打ち切られます。** 手続方法や時期は、立教時間や掲示板でお知らせします(2024年度は12月に継続手続き書類を送付、1月中旬提出)。
- ・ 奨学金は、標準修業年限を超えて貸与を受けることができません。第二種は、卒業延期理由が留学または病気療養による場合に、申請により最長1年の貸与延長が認められることがあります。
- ・ 留学中は、奨学金の受給は休止または継続を選択することとなり、**いずれも出発前に手続が必要です。** 休学中は、原則として貸与は休止となります。

5. 面談について

出願内容の確認のため面談を行います(※募集要項受取後、電話予約)。

予約については「2025年度定期採用に出願する皆さんへ」を参照してください。

面談の際、「提出が必要な書類について」を参照して、該当する提出書類を不備なく持参してください。

無断欠席の場合、出願できません。

面談会場	面談期間
池袋キャンパス 5号館 第一会議室 新座キャンパス 7号館 学生部	池袋 4月15日(火)～4月30日(水) 新座 4月15日(火)・17日(木)・22日(火)・24日(木)・29日(火) ※面談は20分程度となります(予約制)

提出が必要な書類

「提出が必要な書類について」と、「出願書類チェック表(茶封筒)」のチェックリストを確認してください。

給付奨学金と貸与奨学金の両方に出願する場合、必要な書類のうち、重複する書類は、1つだけ

提出すれば問題ありません。

6. インターネットによるスカラネット入力とマイナンバー提出について

出願内容に不備がなければ、スカラネット入力に必要なID&パスワードと大学で内容を確認したスカラネット下書き用紙のコピーをお渡しします。

ID&パスワード受取後、スカラネット入力下書き用紙のコピーの内容をよく確認し、スカラネット入力を行ってください。

スカラネット入力後、インターネットからマイナンバー提出を行ってください。

<インターネット入力期間>

ID&パスワード受取後～5月25日(日)深夜24時(26日午前0時)までに送信完了させること

※入力期間内にスカラネット入力が行われない場合、出願は無効となります。

7. 「奨学金確認書兼地方税同意書」を日本学生支援機構に提出(郵送)

「奨学金確認書兼地方税同意書」に「申込本人の身元確認書類」を貼付し専用封筒に入れ、郵便局の窓口から簡易書留で郵送してください。

※スカラネット入力後 1週間以内に5月31日(土)必着で郵送すること。送付しない場合、選考が行われず不採用となります。

8. 採否決定

採用の方には採用説明会案内通知(7月中旬)、不採用の方には不採用通知(7月下旬)が届きます。

必ず確認するようにしてください。

採用者 : 7月11日(金)に初回振込があり、給付・貸与始期となる月からの奨学金がまとめて振り込まれます。

採否通知の到着前に振込状況も確認してください。

9. 採用後の手続き

7月29日(火)・30日(水)・31日(木)に採用説明会を予定しております。

奨学生証・返還誓約書(貸与奨学金)の配付・採用後の手続について説明します。

返還誓約書を提出しない場合、返金のうえ、採用取り消しとなる場合があります。

<連絡先> 学生部学生課日本学生支援機構奨学金担当

池袋キャンパスTel.03-3985-4461 月-金:9:00~17:00 / 新座キャンパスTel.048-471-7125 火・木:9:00~17:00